

奨学給付金制度について

長野県は、国の補助を受け、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的として給付金を支給する「高等生等奨学給付金制度」（返済不要）を平成 26 年度に創設しました。

この奨学給付金制度の支給対象者は、国公立高等学校に在学している生徒の保護者等のうち、長野県内に住所を有しており、かつ生活保護（生業扶助）を受給している方、または、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の方となります。

詳細については下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

茅 野 高 等 学 校 事 務 室

TEL : 0266-72-3175

FAX : 0266-73-3899